

加古川市上下水道局入札・契約のしおり

(趣旨)

第1条 このしおりは、加古川市上下水道局（以下「局」という。）の建設工事又は工事を伴う設計委託業務（以下「設計委託業務」という。）に係る入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が遵守すべき事項を、地方自治法、地方自治法施行令、加古川市水道事業及び下水道事業契約規程、加古川市上下水道局契約事務取扱要領、その他関係法令等に基づき作成したもので、入札参加者はこのしおりの内容を十分理解したうえで入札に参加してください。

なお、局の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入札参加者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織で、調達業務を実施するためのもの（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う入札（以下「電子入札」という。）により契約を締結しようとする場合において、「加古川市上下水道局電子入札実施要綱」とこのしおりの記載内容が異なるときは、「加古川市上下水道局電子入札実施要綱」を優先します。

(関係法令の遵守)

第2条 入札参加者は、次の各号に掲げる事項に注意のうえ、関係法令を遵守し信義誠実の原則を守り、市民の信頼を失うことのないよう努めなければなりません。

- (1) 「刑法」、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」を遵守し、入札の公正、公平を害する行為を行わないこと。
- (2) 建設工事において、建設業法に違反する一括下請負契約、その他不適切な形態による下請負契約により工事を実施するなど、契約当事者相互間の信頼関係を失うような行為を行わないこと。
- (3) 設計委託業務において、加古川市上下水道局委託契約約款に違反する再委託契約、その他不適切な形態による契約により業務を実施するなど、契約当事者相互間の信頼関係を失うような行為を行わないこと。

(指名停止)

第3条 入札参加資格者が、「加古川市上下水道局指名停止基準」の別表各号のいずれかに該当すると認められるときは、指名停止を行います。公告日又は入札日のいずれかにおいて指名停止を受けている者は、入札に参加することはできません。

(経営事項審査)

第4条 公共工事を直接請け負おうとする建設業者は、建設業法に基づく経営事項審査（以下「経審」という。）を受けていなければなりません。局では、経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書（以下「通知書」という。）の写しの提出をもって、有効な経審を受けているものとみなし、その提出された通知書の総合評定値の数値を基に資格格付を行っています。よって、参加申請期限の前日までに有効な通知書の提出が確認できないときは、入札に参加することができません。

- 2 この資格格付の有効期間は、資格格付を行った日から通知書に記載された審査基準日より1年7ヶ月までの間となります。
- 3 資格格付の基となった経審の後に、新たに経審を受けた場合の取扱いは、次のとおりとなります。

（P10「経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の有効期間の取扱い」参照）

- (1) 前回提出した通知書の有効期間が満了する前に、新たな通知書を提出した場合
ア 新たに提出した通知書を受領した日の翌日からは、新たに提出した通知書の総合評定値

により資格格付する。

- (2) 前回提出した通知書の有効期間が満了した後に、新たな通知書を提出した場合
ア 前回提出した通知書の有効期間が満了する日の翌日から新たな通知書を提出した日までは、資格格付を行わない。
イ 通知書を提出した日の翌日からは、新たに提出した通知書の総合評定値により資格格付する。

(社会保険等への加入)

第5条 建設工事又は設計委託業務の入札参加者は、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険（以下「社会保険等」という。）へ加入しなければなりません。よって、社会保険等へ加入していない建設業者又は設計委託業者（適用が除外されている場合を除く。）は、局の入札に参加することができません。

なお、社会保険等への加入の確認は、前条第1項の規定により入札参加者が提出する通知書の写し等で行います。

(入札保証金)

第6条 入札参加者は、入札執行前に入札金額の100分の5以上の入札保証金を納めなければなりません。ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部を納めなくてもよいこととなります。

- (1) 競争入札に参加しようとする者が、保険会社との間に局を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を局に寄託したとき、又は入札保証金に代わる担保を提供したとき。
(2) 上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が特に納めさせる必要がないと認めるとき。

- 2 入札保証金に代わる担保を提供する場合にあっては、担保の種類等について事前に契約担当職員に確認のうえ、手続きをしてください。
3 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後に返還します。ただし、落札者の入札保証金については、返還しないで契約保証金に充当することとなります。なお、納付した入札保証金には、利子を付しません。

(資格の確認)

第7条 制限付一般競争入札において、入札参加者は、あらかじめ入札公告で示した参加資格の有無の確認を受けなければならない。

(入札の方法)

第8条 入札参加者は、入札公告、入札指名通知書、設計図書、見積参考図書、現場及び入札に関する条件等について十分理解したうえで入札に参加してください。また、これらにつき疑義のあるときは、担当職員の説明を求めることができます。なお、入札後は、これらの不知又は不明を理由として異議を申し立てることができません。

- 2 入札参加者は、紙で入札する場合、入札書（局指定の様式による。）に必要事項を漏れなく記載したうえ封かんし、その封皮に「入札書」と表記のうえ、工事名（設計委託業務の場合は委託業務名）及び入札参加者の商号又は名称、代表者職氏名（個人にあっては、その屋号及び代表者氏名）を記載し、入札の公告又は指名通知書に示した日時及び場所において、入札事務執行職員（以下「契約担当者」という。）の指示に従い入札してください。なお、示した時刻までに入札会場に入場しない者は、その入札に参加することはできません。
3 入札参加者は、紙で入札する場合、入札を代理人に行わせることができますが、代理人は、入札時に委任状を提出しなければなりません。この場合、入札書には、入札参加者の所在地、商号又は名称のほか、当該代理人が記名押印しなければなりません。
4 入札参加者又は入札参加者の代理人（以下「入札者」という。）は、当該入札において他の入札参加者の代理をすることはできません。
5 入札書に記載する金額は、アラビア数字で表示し、紙で入札する場合において、万一誤って記

載したときは、入札金額を訂正しないで新しい入札書を使用してください。

6 入札金額は、契約対象となる1件ごとの総額（税抜き）とします。

7 入札書を入札箱に投函した後（電子入札の場合は、電子入札システムにより自己の入札が完了した後）は、その開札の前後を問わず、入札書を書き換え、引き換え又は撤回することはできません。

（積算内訳書の提出）

第9条 建設工事の入札については、入札書と同時に積算内訳書を提出しなければなりません。この場合、提出すべき積算内訳書は、金額等を漏れなく記載のうえ提出してください。

（手持工事数の制限）

第10条 建設工事の入札については、上下水道局経営管理課（以下「経営管理課」という。）契約又は加古川市契約検査課（以下「契約検査課」という。）契約による手持工事の数により入札参加申込数を制限する場合があります。なお、手持工事の期間は、当該工事の落札日から検査結果通知書の合否判定日までとします。

（無効とする入札）

第11条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 入札書が所定の日時までに到着しない入札
- (3) 委任状のない代理人がした入札
- (4) 談合又は連合その他の不正行為によってなされたと認められる入札
- (5) 入札保証金を納付すべき場合において、入札保証金が納付されていない入札又はその額が所定の額に達していない入札
- (6) 紙で入札する場合、入札参加者の所在地、商号又は名称及び代表者職氏名（個人にあっては、所在地、屋号及び代表者氏名）並びに押印のないもの又はこれらが判然としない入札書による入札
- (7) 紙で入札する場合であって、代理人が入札する場合は、入札参加者の所在地、商号又は名称及び代表者職氏名（個人にあっては、所在地、屋号及び代表者氏名）並びに代理人であることの表示、さらに当該代理人の氏名及び押印のない入札書による入札
- (8) 入札参加者又はその代理人が同一事項の入札において2通以上の入札書によつてした入札又はこれらの者がさらに他の者を代理してした入札
- (9) 紙で入札する場合、入札書、積算内訳書その他の入札書と同時に提出すべき必要書類に、鉛筆、シャープペンシル、消せるボールペンその他の訂正の容易な筆記具により記入した入札
- (10) 紙で入札する場合、入札書に入札金額の記載のないもの、不明確なもの及び入札金額を訂正した入札書による入札
- (11) 入札書と同時に提出すべき積算内訳書の提出がなされなかった入札
- (12) 紙で入札する場合、入札時に提出する積算内訳書に、入札参加者の商号又は名称及び代表者職氏名（個人にあっては、屋号及び代表者氏名）のないもの
- (13) 建設工事について、入札金額と積算内訳書の合計金額が異なる入札
- (14) 設計委託業務について、入札金額と業務費内訳書の合計金額が異なる入札
- (15) 建設工事について、予定価格を上回る金額及び予定価格の80%又は低入札基準価格のいずれか低い価格を下回る金額でした入札
- (16) 設計委託業務について、予定金額を上回る金額でした入札
- (17) 電子で入札する場合において、I Cカードを不正に使用して行った入札
- (18) その他入札に関する条件に違反した入札

（公正な入札の確保）

第12条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を絶

対に行わないようにしてください。

(入札の中止等)

第13条 入札参加者が談合（連合）し、又は不正不穏の行動をなすなど、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させない又は入札の執行を延期する、若しくは取り止めることができます。

- 2 天災地変等のやむを得ない事由が生じたときも入札の執行を中止することがあります。

(入札辞退の自由)

第14条 入札指名通知を受けた者は、入札書を入札箱に投函する前まで（紙入札にあっては入札書の提出期限まで。電子入札にあっては自己の入札が完了するまで。）は、いつでも入札の辞退届を提出できます。また、緊急により、あらかじめ辞退届を提出できない場合は、辞退する旨を通知（連絡）することでこれに代えることができますが、事後速やかに、入札辞退届を書面により提出してください。

- 2 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはありません。

(開札)

第15条 開札は、入札場所で入札の終了後直ちに入札者立会いのうえ行います。（入札者が立ち会わないときは、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行います。）

- 2 開札をしたときは、その開札の結果を後日、経営管理課において閲覧に供します。

(落札者の決定)

第16条 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

- 2 前項の規定にかかわらず、契約の内容に適合した履行を確保するため、前項の落札者となるべき者を落札者としない場合については、入札の公告又は指名通知書において、その適用があることを明記します。
- 3 前2項の規定にかかわらず、局の行うすべての競争入札において、落札者となるべき者と契約することが、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるなど契約の相手方として著しく不適当であると認められるときは、その者を落札者としない場合があります。

(最低制限価格制度による落札者の決定)

第17条 前条の規定にかかわらず、局の発注する建設工事又は設計委託業務のうち設計金額が130万円を超えるものについて競争入札に付す場合は、別途定める最低制限価格制度の規定を適用し、落札者を決定します。

(落札となるべき同価の入札をした者が2者以上ある場合の落札者の決定)

第18条 落札となるべき同価格の入札をした者が、2者以上あるときは、直ちに当該入札者によるくじ引きで落札者を決定します。この場合、くじ引きを辞退することはできません。もし、くじを引かないものがある場合においては、入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くこととなります。ただし、制限付一般競争入札にあっては、電子入札システム上のくじ（以下「電子くじ」という。）によって落札者（事後審査を実施する場合あっては、落札候補者）を決定します。電子くじによって落札者を決定する際に入力するくじ番号は、入札書において入札参加者が指定するものとします。なお、紙入札による場合も同様としますが、入札書にくじ番号の記載がない場合は、くじ番号を「111」とするものとします。

（P11「電子くじの仕組みについて」参照）

(再度の入札)

- 第19条 開札をした結果、予定価格の範囲内の入札がないときは、直ちに再度入札を行います。
ただし、予定価格の事前公表をしたものにあっては、再度入札は行いません。
- 2 再度入札の回数は1回とし、その結果、落札者がないときは入札を打ち切ります。
- 3 再度入札に参加できる者は、初回の入札において予定価格を上回る入札をした者だけです。

(入札関係資料の返還)

- 第20条 指名競争入札の入札参加者で、貸与を受けた設計図書等がある場合は、入札時（入札を辞退しようとするときは、入札辞退届を提出する時）に契約担当者に返還してください。

(契約保証金等)

- 第21条 落札者は、契約締結にあたり、契約金額の10分の1以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を納めなくてもよいこととなります。
- (1) 契約の相手方が保険会社との間に局を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 建設工事請負契約において、契約の相手方が保険会社との間に債務の履行を保証する公共工事履行保証契約を締結し、その保証証書を局に寄託したとき。
- (3) 債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は管理者が確実と認める金融機関等（公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社を含む。）の保証があるとき。
- (4) 契約保証金に代わる有価証券等の担保の提供があるとき。
- (5) 契約金額が500万円以下であり、契約担当者が免除する旨を指示したとき。
- 2 契約保証金に代わる担保を提供する場合にあっては、担保の種類等について事前に契約担当者に確認のうえ手続きをしてください。

(第三者に対する損害賠償責任保険)

- 第22条 落札者は、局が発注するすべての工事について、工期を充足する第三者に対する損害賠償責任保険に加入するものとします。この保険金額は、落札者の任意とします。
- 2 契約締結に際しては、保険証書の写し又は申込書の写しを契約担当者に提出してください。申込書の写しを提出した場合は、後日保険証書の写しを速やかに工事担当課へ提出してください。

(契約の締結)

- 第23条 落札者は契約担当者から交付された契約書に記名押印し、落札決定の通知を受けた日から10日以内に契約担当者に提出しなければなりません。
- 2 落札者が所定の期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失うこととなります。
- 3 落札者が落札決定から契約締結までの間に入札参加の資格制限又は加古川市上下水道局指名停止基準に基づく指名停止を受けたときは、契約を締結することはできません。この場合、局は一切の損害賠償の責を負いません。

(契約の確定)

- 第24条 契約は、契約の当事者である局と落札者とが契約書に記名押印したときに確定します。

(建設業退職金共済事業掛金等)

- 第25条 局が発注する工事には、すべて建設業退職金共済制度（以下「建退共」という。）に基づく掛金相当額が諸経費の中に積算されていますので、入札に当たってはこれを含めて見積りを行ってください。
- 2 工事の施工に当たっては、証紙貼付方式を選択した場合は、契約締結後1か月以内に、退職金共済証紙（以下「共済証紙」という。）を購入し、掛金収納書を契約担当者に提出しなければなりません。

また、電子申請方式を選択した場合は、契約締結後40日以内に、退職金ポイントを購入し、掛金収納書（電子申請方式）を契約担当者に提出しなければなりません。

- 3 受注者は、建設現場ごとの建退共の対象労働者数及びその就労予定日数を的確に把握し、必要な共済証紙または退職金ポイントを購入してください。

また、受注者において的確な把握が困難である場合は、独立行政法人勤労者退職金共済機構建設業退職金共済事業本部が作成した「共済証紙購入の考え方について」を参考に購入してください。

（提出書類）

第26条 建設工事の契約を締結した者は、契約を締結した日から7日以内に工事関係提出書類（工程表他）を工事担当課に提出しなければなりません。

- 2 設計委託業務の契約を締結した者は、契約を締結した日から7日以内に業務委託関係提出書類（業務着手届他）を業務担当課に提出しなければなりません。

（建設工事における技術者の適正配置等）

第27条 建設業法では、建設工事の適正な施工の確保を図るために、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理を行う者として、主任技術者を置かなければなりませんが、発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請負契約の請負代金額の合計が、4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）以上となる場合には、特定建設業の許可が必要となるとともに、主任技術者に代えて監理技術者を置かなければなりません。

- 2 主任技術者又は監理技術者（以下「主任技術者等」という。）は、建設業法及び建設業法施行令により、1件の請負代金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上の工事については、工事現場ごとに専任でなければなりません。専任とは、他の工事現場の主任技術者等との兼任を認めないことを意味し、常時継続的に当該建設工事現場に置かなければならないこととされています。そのため、営業所における専任の技術者と兼ねることができます。
- 3 局の発注する建設工事で経営管理課契約に係る工事に配置することができる主任技術者等は、3か月以上の雇用関係にある者とします。
- 4 経営管理課又は契約検査課が発注する工事で、指名通知書又は公告文において、主任技術者の専任を要件としない工事については、主任技術者は2件まで兼務することができます。（現場代理人を含めて2つの現場まで）

また、営業所における専任の技術者については、工事への専任を要件としない工事であり、かつ工事現場と営業所の所在地がともに本市内にある場合、1件に限り、工事に配置することができます。ただし、他の工事との兼務は認めません。

なお、契約締結時に届け出た主任技術者等は、退職等極めて特別な場合を除き、その工事が完了するまで変更できません。

- 5 設計金額が1億5千万円以上の建設工事には、監理技術者補佐を配置することができます。監理技術者補佐を配置する場合、当該工事の監理技術者は特例監理技術者となり、特例監理技術者は2件の工事を兼務することができます。

なお、監理技術者補佐は現場への専任義務があるため、営業所における専任の技術者は、監理技術者補佐となれません。

（現場代理人）

第28条 現場代理人とは、建設工事において請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の取締りのほか、工事の施工及び契約事務に関する一切の事項を処理するものとして工事現場に置かれる受注者の代理人であり、建設工事請負契約約款第10条において、工事現場に常駐することとしています。しかしながら、通信手段が発達した現在においては、現場代理人が工事現場に常駐しなくとも、円滑な工事の遂行が可能であることから、工事発注時に現場代理人の常駐を要件としない経営管理課又は契約検査課の発注する工事に限り、2件まで兼務することができます。（主任技術者等を含めて2つの現場まで）

また、営業所における専任の技術者についても、工事発注時に現場代理人の常駐を要件としな

い経営管理課又は契約検査課が発注する工事に限り 1 件まで配置することができます。ただし、他の工事との兼務は認めません。

- 2 現場代理人、主任技術者等は、ひとつの工事についてこれらを兼ねることは可能です。
- 3 契約時に届け出た現場代理人は、退職等極めて特別な場合を除き、その工事が完了するまで変更できません。

(設計委託業務における技術者の適正配置等)

第29条 経営管理課契約に係る業務について、配置する技術者は、契約金額にかかわらず、原則として他の業務と兼務が可能です。ただし、参加申請時に届け出た技術者は、退職等極めて特別な場合を除き、その業務が完了するまで変更できません。

(工事実績の登録)

第30条 受注者は、工事実績等の登録業務として、請負金額が 500万円以上の工事については、工事実績情報システム（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報を作成し、監督員の内容確認を得たうえで、一般財団法人日本建設情報総合センター（J A C I C）に登録してください。

工事実績情報の提出期限は以下のとおりです。

- (1) 受注時 契約締結後10日以内（土・日・祝日を除く）
- (2) 変更時 変更があった日から10日以内（土・日・祝日を除く）
- (3) 完成時 工事完成検査合格後10日以内（土・日・祝日を除く）
- (4) 訂正時 適宜

※ 変更時の登録は、請負金額、工期、主任技術者等に変更が生じた場合に行うものとする。

- (1) 請負金額が 500 万円未満に変更となった場合は、工事実績情報を削除してください。
- (2) 請負金額が 500 万円未満から 500 万円以上に変更となった場合は、請負金額が 500 万円以上となった時点の内容で工事実績情報を作成してください。

- 2 工事実績情報の登録後、速やかに登録機関発行の登録内容確認書を監督員に提出してください。ただし、変更時と工事完成時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の提出を省略することができます。
- 3 登録業務に係る一切の費用は請負金額に含まれていますので、変更契約の対象としません。

(業務実績の登録)

第31条 受注者は、調査設計実績等の登録業務として、請負金額が 100万円以上の調査設計業務については、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に業務実績情報の内容を確認した後、一般財団法人日本建設情報総合センター（J A C I C）に登録してください。

業務実績情報の登録期限は以下のとおりです。

- (1) 受注時 契約締結後 15 日以内
- (2) 変更時 変更があった日から 15 日以内
- (3) 完成時 完成検査合格後 15 日以内
- (4) 訂正時 適宜

※ 変更時の登録は、請負金額、履行期間、技術者に変更が生じた場合に行うものとする。

- 2 業務実績情報の登録後、速やかに登録機関発行の登録内容確認書を監督員に提出してください。ただし、変更時と業務完成時の間が 15 日間に満たない場合は、変更時の提示を省略することができます。
- 3 登録業務に係る一切の費用は請負金額に含まれていますので、変更契約の対象としません。

(下請負契約)

第32条 建設工事の契約においては、建設産業における生産システム合理化指針に沿って、合理的な元請・下請関係を確立するよう努めてください。

- 2 建設業法等関連法令を遵守し、適正な下請負関係を確立してください。特に、下請負関係を明示する施工体系図並びに施工体制台帳の作成・掲示には遺漏のないよう努めてください。
- 3 受注者は、下請負契約を締結するときは下請負契約書を作成し、適正な契約関係を確立し誠意ある対応を図ってください。
- 4 受注者は、適切な価格で下請負契約を締結するとともに、下請負人に対し、技能労働者への適切な水準の賃金の支払いを要請する等、特段の配慮をお願いします。
- 5 受注者は、下請負人に対し、社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含んだ額により下請負契約を締結してください。
- 6 受注者は、工事の出来形部分に対する支払い又は工事完成後における支払いを発注者から受けたときは、その工事の下請負人に対して、支払いを受けた日から1か月以内で、かつ、できる限り短い期間内に下請代金を支払わなければなりません。また、受注者は、前払金の支払いを受けたときは、下請負人に対して建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう適切な配慮をしなければなりません。
- 7 受注者が特定建設業の許可を受けている者である場合は、下請負人が建設工事の目的物の引渡しを申し出た日から50日以内で、かつ、できる限り短い期間内に下請代金を支払わなければなりません。
- 8 受注者は、国土交通省が策定した「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」に基づく取組をお願いします。

(施工体制)

第33条 建設工事において受注者が工事を施工するために下請負契約を締結したときは、施工体制台帳を作成し、作成した事項に変更が生じた場合は、発注者にその写しを提出するとともに、工事現場ごとに施工体制台帳を備え置き、施工体系図を掲示しなければなりません。

また、受注者は、施工に携わる下請負人の把握に努め、これらの下請負人がその請け負った工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときは、再下請通知を行うよう指導してください。

- 2 局の発注する建設工事で経営管理課契約に係る工事について、その一部を他の者に請け負わす場合は、下請負者決定後速やかに施工体系図を工事担当課に提出しなければなりません。

(暴力団の排除)

第34条 加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第1号。）及び加古川市上下水道局契約からの暴力団排除に関する要綱第1条において準用する加古川市契約からの暴力団排除に関する要綱（以下「要綱」という。）に基づき、要綱第2条第4号に規定する暴力団等（以下「暴力団等」という。）は、契約（一次以下のすべての下請負契約又は再委託契約を含む。以下「下請負契約等」という。）の相手方になれます。

したがって、契約金額が200万円を超える場合は、契約に際し、落札者は自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書を提出してください。また、下請負契約等が発生する場合は、受注者は下請負契約等の受注者から同様の誓約書を徴収し、担当課へ提出してください。ただし、下請負契約等の契約金額（同一の契約に係る複数の下請負契約等を同一の当事者間で締結した場合には、その合計金額。）が200万円以下の場合は提出する必要がありません。

- 2 局は契約の相手方（下請業者も含む。）が暴力団等であるか否かについて兵庫県加古川警察署長（以下「加古川警察署長」という。）に意見を聞くことがあり、また、聴取により得た情報を当該契約以外の契約において利用し、又は他の契約担当者、加古川市長等に提供することができます。
- 3 局は、契約の相手方が次の各号のいずれかに該当することが明らかになったときは、契約を解除します。
 - (1) 暴力団等であると判明したとき。
 - (2) 下請負契約等を締結するに当たり、その相手方が暴力団等であると知りながらその契約を締結したと認められるとき。
 - (3) 下請負契約等を締結するに当たり、その相手方が暴力団等であり、局からその相手方と契約しないよう、又はその相手方との契約を解除するよう求められたにもかかわらず、従わなかつたとき。

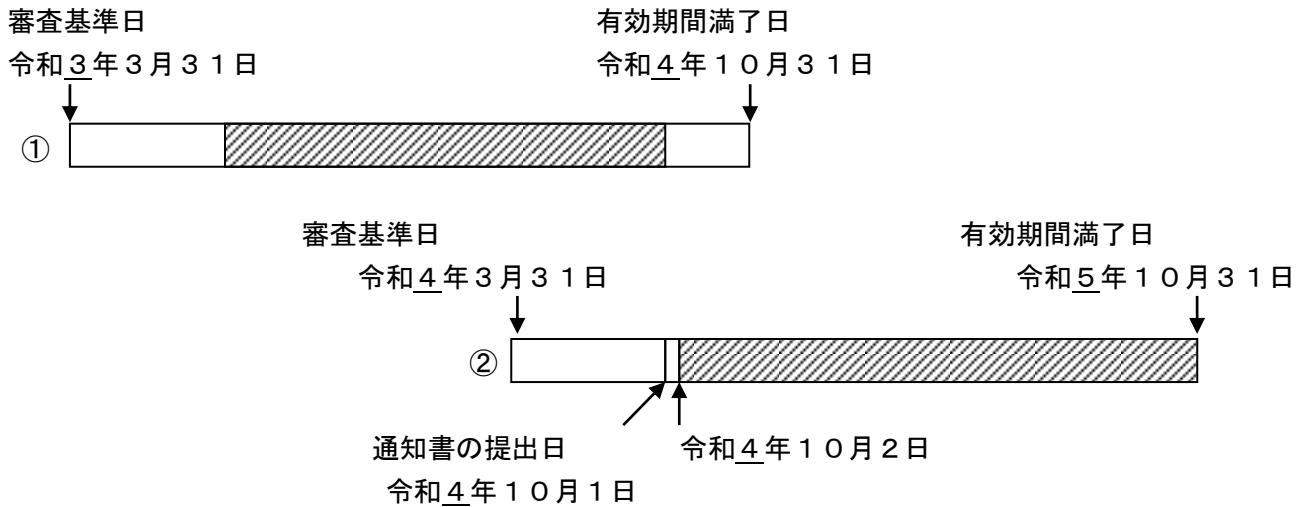
- 4 契約の履行にあたり受注者又はその下請負契約等の受注者が暴力団等から妨害その他の不当な手段による要求（以下「不当介入」という。）を受けたときは、担当課に報告し、又は加古川警察署長に届け出て、捜査上必要な協力を行ってください。第三者に行わせる場合にあっては、その第三者が暴力団等から不当介入を受けた場合も同じです。また、届け出等を怠った場合は指名停止措置の対象となります。

（公共工事施工に関する留意事項）

- 第35条 公共工事の特殊性を十分に認識し、適正かつ良質な工事の施工に努めてください。
- 2 工事の安全対策を図るうえで次の点に留意してください。
- (1) 工事現場付近の地域住民への生活環境対策を講じること。
 - (2) 安全管理体制を整備し、工事現場及びその付近での事故防止を図ること。
 - (3) 労災補償制度等、補償制度の整備を図ること。
 - (4) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特例措置法（略称「ダンプ規制法」）の主旨に沿って、同法第12条に規定する団体等の加入者の使用を促進すること。
- 3 地元業者育成の観点から次の点に留意してください。
- (1) 下請施工を必要とする場合は、可能な限り地元業者への発注に配慮すること。
 - (2) 工事の施工に必要な建設資材、建設機械等の購入やリースは、可能な限り地元業者への発注に配慮すること。
 - (3) 代金の支払いは、できる限り速やかに現金払いすること。
ア 前払金の支払いを受けたときは、相当額を速やかに現金払い前払いすること。
イ 手形払いを併用する場合であっても、労務費に相当する部分については現金で支払うことともに、手形の支払期日はできる限り短縮すること。
- 4 工事検査の実施に際しては、受注者又は現場代理人及び主任技術者等が必ず立会うこと。
- 5 建設工事では、廃棄物の再資源化の推進及び廃棄物を処理する責任は元請業者にあるので、処理業者等関係者との協力体制をつくり、工事の一環として適正に処理してください。
- なお、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）により、一定規模以上の建設工事については、分別解体等が義務付けられています。

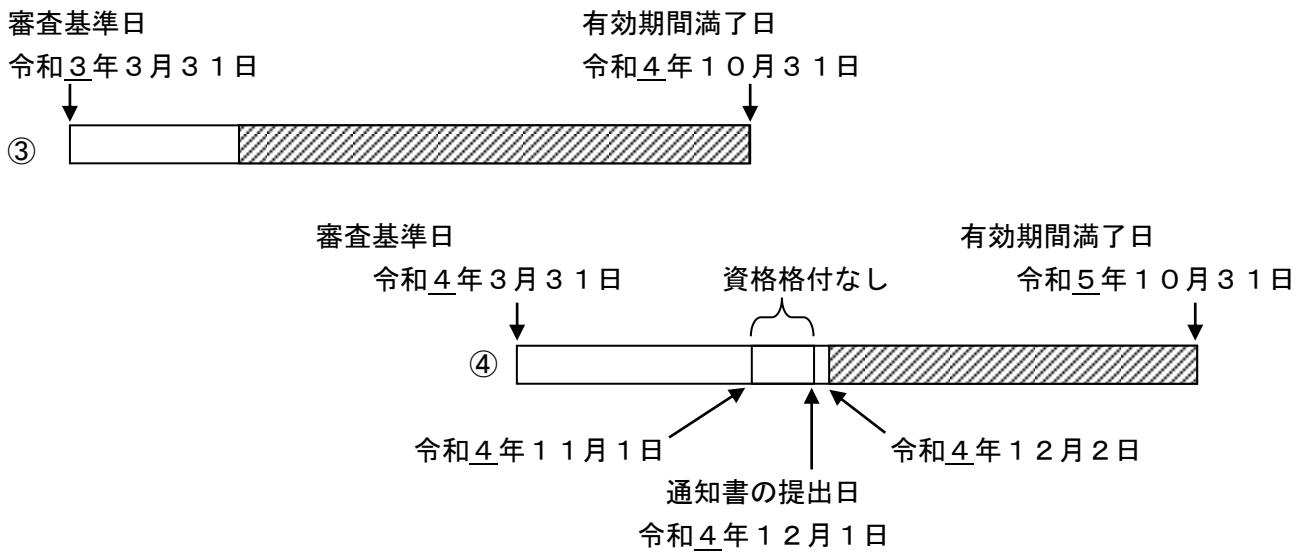
経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の有効期間の取扱い

例 1. 前回提出した通知書の有効期間が満了する前に、新たな通知書を提出した場合



※令和4年10月1日までは ① の通知書の総合評定値により資格格付し、
令和4年10月2日からは ② の通知書の総合評定値により資格格付する。

例 2. 前回提出した通知書の有効期間が満了した後に、新たな通知書を提出した場合



※令和4年10月31日までは ③ の通知書の総合評定値により資格格付し、
令和4年11月1日から令和4年12月1日までは資格格付がなく、
令和4年12月2日からは ④ の通知書の総合評定値により資格格付する。

■電子くじの仕組みについて

※令和2年10月1日以降に公告又は指名通知を行った入札に適用されます。

<電子くじの概要>

電子くじとは、落札となるべき同価格（総合評価方式の場合は、同評価値）の応札者が2者以上あった場合に落札候補者の決定を電子入札システム上で行う機能です。
入札書提出時にあらかじめ入力した3桁の「入力くじ番号」に「入札書受付日時」のミリ秒(3桁)を加算して決定される「確定くじ番号」により、公平な電子くじを行い、落札候補者を決定します。

<電子くじに利用する情報>

No	利用する情報	内容
1	入力くじ番号(A)	入札書提出時に応札者が入力した3桁の数字
2	入札書受付日時(B)	システムが入札書を受け付けた日時(ミリ秒まで) ※
3	確定くじ番号(C)	入力くじ番号と入札書受付日時のミリ秒(3桁)から求めた3桁の数字 ※

※システムから自動的に発行される入札書受付票に記載されます。

<電子くじの手順>

1. 入札書提出時に任意の3桁の「入力くじ番号」を入力します。
紙による入札書の提出を行う際は、入札書の「くじ番号」欄に任意の番号を記載してください。
※ 紙による入札書の提出を行った際、入札書の「くじ番号」欄が未記入の場合は「111」として登録します。
2. 入札書受付日時のミリ秒（3桁）を「入力くじ番号」に足した合計の下3桁を「確定くじ番号」とします。
紙による入札書の提出を行った応札者の入札書受付日時は、開札を行った際にシステムに入札書の情報を登録した日時となります。
3. 抽選対象応札者に対し、入札書受付日時の昇順で入札書受付順を割り当てます。(0始まり)
4. 抽選対象応札者の確定くじ番号の総和、抽選対象応札者数で除した余りの値と、入札書受付順が一致したくじ対象者が落札候補者となります。

No	業者名称	入札金額	電子/紙	入力くじ番号(A)	入札書受付日時(B)	(B)のミリ秒	(A)+(B)	確定くじ番号(C)	入札書受付順
1	AAA株式会社	5,000,000	電子	111	2019/04/01 10時10分11秒123	123	234	234	0
2	BBB株式会社	5,000,000	電子	123	2019/04/01 13時32分21秒555	555	678	678	1
3	CCC株式会社	5,000,000	電子	555	2019/04/02 09時05分53秒666	666	1221	221	2
4	DDD株式会社	5,000,000	紙	111	2019/04/03 10時05分01秒237	237	348	348	3
5	EEE株式会社	5,000,000	紙	111	2019/04/03 10時05分02秒001	001	112	112	4

① 確定くじ番号(C)の総和	② くじ対象業者数	③ (①÷②の余り)
1593	5	3

<参考画面>

2020年08月20日 09時36分 CALS/EC 電子入札システム
入札情報サービス 電子入札システム 請願書

入札書

業者名称: 某建設会社
契約番号: 202000011502100005
案件名称: ○○道路△△改良工事
執行回数: 1回目
決済日時: 令和2年08月04日 17時00分
入札金額(半角で入力してください)
(入力欄) 150000000 円(税抜き) 150,000,000円(税抜き)
1億5000万円(税抜き)

くじ番号: 123 (A) 入力くじ番号
※任意の3桁の数字を入力してください。

添付資料等: D:\内訳書.pdf
添付資料追加 削除 D:\内訳書.pdf 巻戻

*添付資料の送付可能サイズは2MB以上です。
ファイルの質保は1行削りに行なって下さい。
尚、添付ファイルは、ウイルスチェックを最新版のチェックデータで行って下さい。

業者番号: 5000002001
企業名称: 加古川市工事テクニカルセンター
氏名: 工事一郎
<連絡先>
商号(連絡先名前): 工事一郎
氏名: 工事一郎
住所: 加古川市xxxxxx
電話番号: 000-000-0001
E-Mail: xxxxxxxx@xxxxxxxxx.co.jp

提出内容確認 戻る

図1.入札書

2020年08月20日 10時49分 CALS/EC 電子入札システム
入札情報サービス 電子入札システム 請願書

2020年08月20日 加古川市
加古川市工事テクニカルセンター
代表取締役
工事一郎 様

入札書受付票

下記の案件について、入札書を受領いたしました。

受領番号: 202000011500000153100020004	契約番号: 202000011502100005
案件名称: ○○道路△△改良工事	執行回数: 1回目
交付日時: 令和2年08月20日 10時05分32秒790	入力くじ番号: 123
確定くじ番号: 913	(B) 入札書受付日時 (A) 入力くじ番号 (C) 確定くじ番号

記 印刷 保存 戻る

図2.入札書受付票

建設工事入札における変動型最低制限価格制度の事務の流れ

<R2.4.1改正>

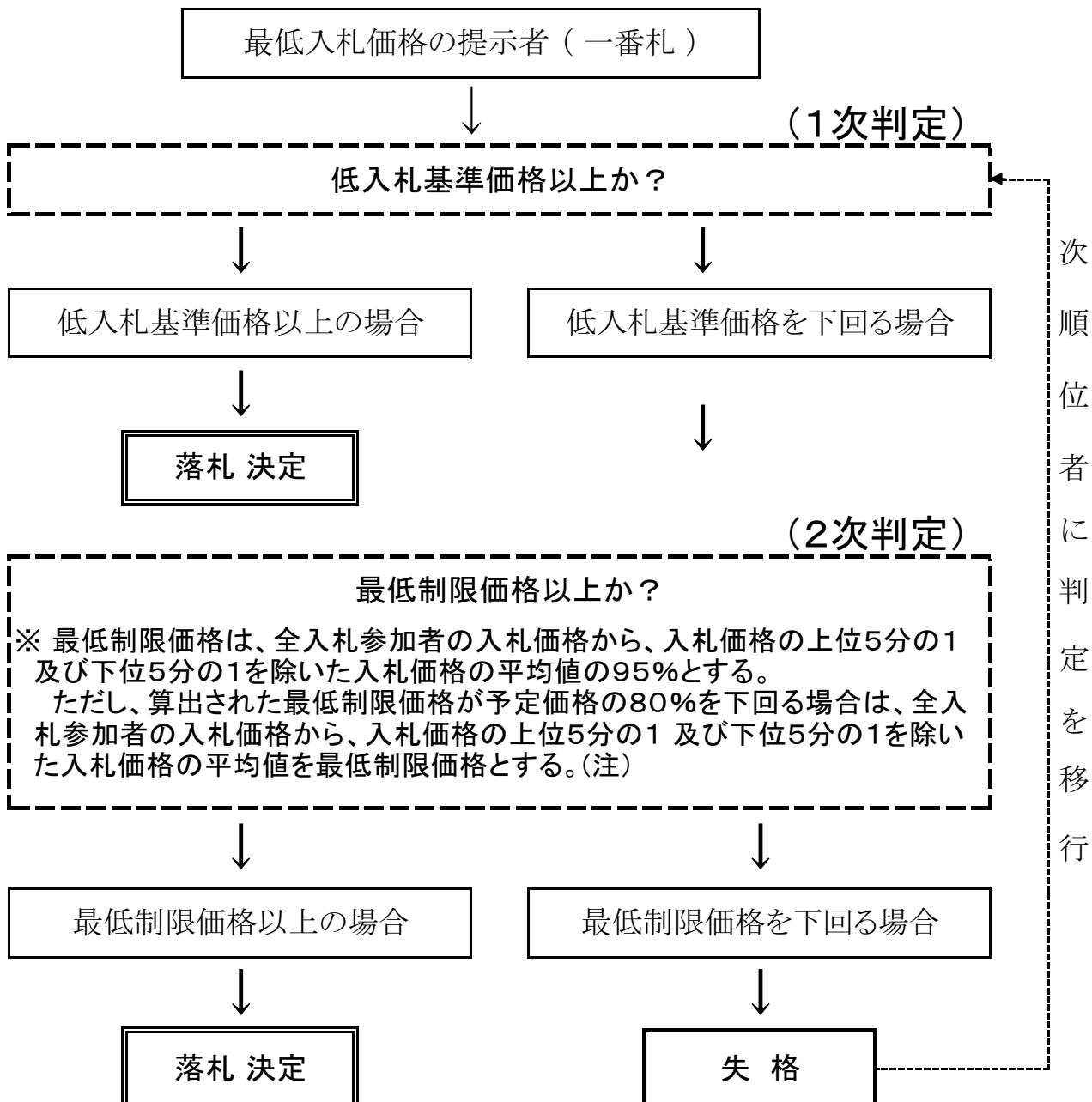
« 無効となる入札を除く »

- ・予定価格を超える入札
- ・予定価格の80%又は低入札基準価格のいずれか低い価格未満の入札

※ 低入札基準価格は、直接工事費の10分の9.7+共通仮設費の10分の9+

現場管理費の10分の9+一般管理費等の10分の5.5とする。

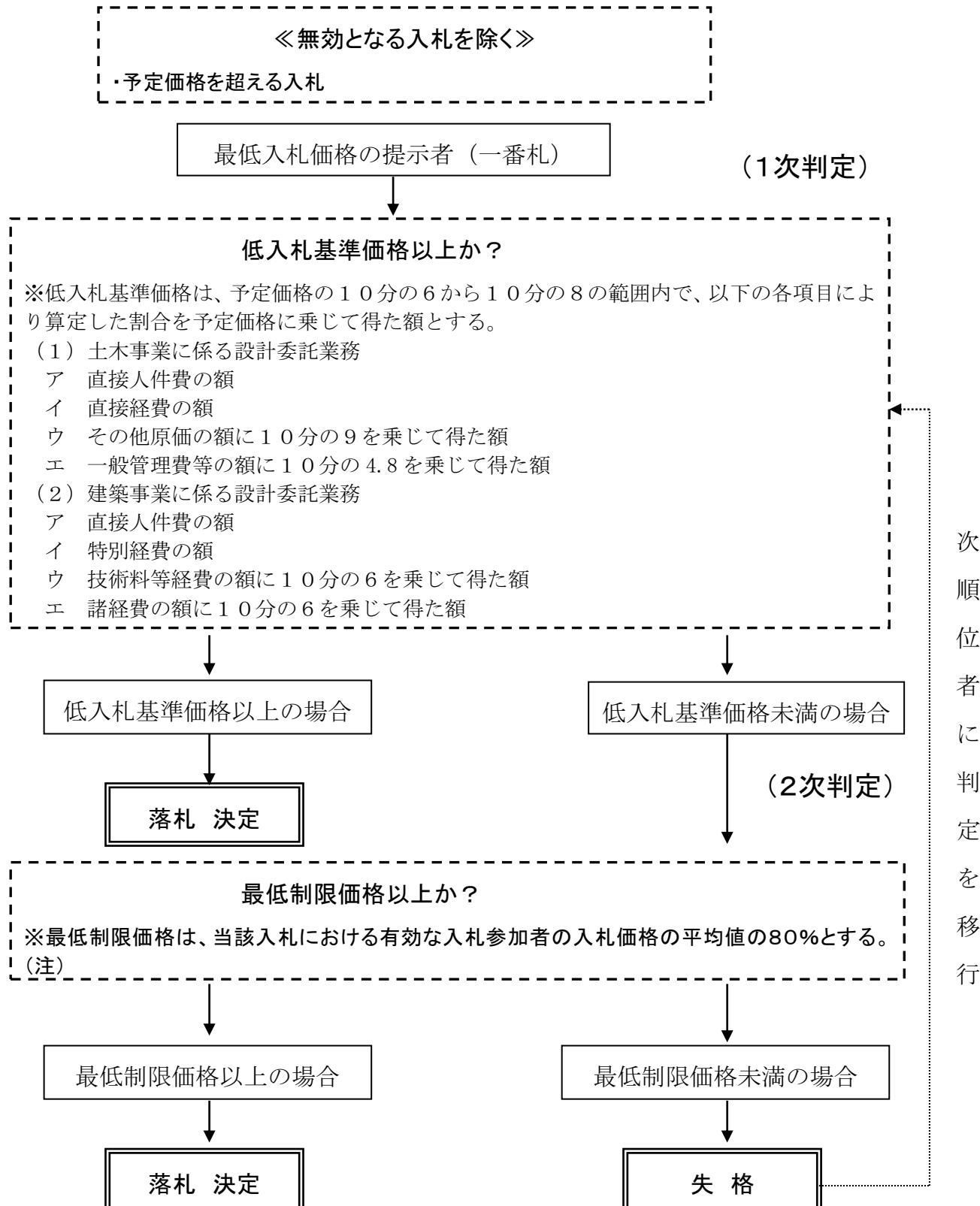
また、予定価格の10分の7.5から10分の9.2の範囲で設定する。



(注)・上位5分の1及び下位5分の1の者に1未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てる。

・有効な入札参加者が5者未満の場合は、最低制限価格を設定しない。

設計委託業務の入札における最低制限価格制度の事務の流れ



電子入札の手続き

加古川市上下水道局では、建設工事及び工事を伴う設計委託業務（以下「工事等」という。）の発注に係る制限付一般競争入札の案件を電子入札により行います。つきましては、電子入札を行う上で必要な手続きや注意事項を記載していますので、電子入札に参加する前に必ずお読みください。

1 利用者登録

電子入札に参加するためには、ICカード及びICカード読取装置を購入し、電子入札システムの利用者登録を行う必要があります。

電子入札に使用するICカードについては、下記の点に注意してください。

- (1) 認定認証事業者が発行したものを購入してください。
- (2) 加古川市上下水道局入札参加資格者名簿（建設工事又は測量・設計・コンサルタント）に登録された代表者等の名義で取得してください。

※代表者等の名義が変更になった場合は、速やかに加古川市上下水道局入札参加資格審査申請書変更届を提出してください。また、変更後の代表者等の名義で新たにICカードを購入し、利用者登録を再度行ってください。

2 入札公告

入札の情報は、加古川市がインターネット上に開設した入札情報サービス（以下「入札情報サービス」という。）において掲載します。

それぞれの入札公告や設計図書に当該入札に関する条件及び注意事項を表示していますので、十分熟読し、理解した上で入札に参加するか判断してください。

また、加古川市上下水道局ホームページに、加古川市上下水道局制限付一般競争入札実施要綱や加古川市上下水道局電子入札実施要綱、その他関連規程を掲載していますので、必ず事前にお読みください。

3 設計図書等

設計図書等は、入札情報サービスに入札公告と併せて掲載しますので、入札参加希望者は、参加を希望する入札の設計図書等を入札情報サービスから印刷若しくはダウンロードすることにより入手してください。

なお、建設工事については、設計図書等のファイルを閲覧するために入札情報サービスにログインするには、初回に限り別途通知するパスワードが必要となります。（市外業者は、対象となる工事の公告文において、業者番号及びパスワードの入手方法をお知らせします。）2回目以降のログイン時には、初回ログイン時に変更したパスワードを使用してください。

また、パスワードを紛失した場合は、加古川市契約検査課（TEL. 079-427-9153）へお問い合わせください。

4 設計図書等に関する質問

設計図書等に関する質問は、入札公告後、指定した期限までに電子入札システムにより送信してください。当該質問に対する回答は、指定した期日に入札情報サービス及び契約検査課において公表します。

5 現場説明会

原則、現場説明会は行いません。

6 予定価格の公表

- (1) 建設工事にかかる制限付一般競争入札の予定価格については、原則、契約締結後に公表します。その場合、予定価格を上回る金額及び予定価格の80%又は低入札基準価格のいずれか低い価格を下回る金額での入札は無効と扱いますが、指名停止にはなりません。

ただし、例外的に予定価格を入札公告の中で公表した場合において、予定価格を上回る金額での入札は無効となるとともに指名停止となりますのでご注意ください。

- (2) 工事を伴う設計委託にかかる制限付一般競争入札の予定価格については、原則、契約締結後に公表します。その場合、予定価格を上回る金額での入札は無効と扱いますが、指名停止にはなりません。

ただし、例外的に予定価格を入札公告の中で公表した場合において、予定価格を上回る金額での入札は無効となるとともに指名停止となりますのでご注意ください。

7 入札参加手続

- (1) 電子入札に参加を希望する者は、参加申請期限までに電子入札システムにより競争入札参加資格確認申請書を提出してください。提出に際しては、配置予定技術者届（指定様式）を添付してください。参加資格の有無を確認した結果については、競争入札参加資格確認通知書にて通知します。

- (2) 競争入札参加資格確認通知書にて競争参加資格『有』の通知を受けた者（以下「入札参加者」という。）は、入札書提出締切日時までに電子入札システムにより入札書を提出してください。

- (3) 一旦、電子入札システムにより完了した入札は、引換え又は書換えをすることができません。なお、入札への参加を辞退する場合は、入札書提出締切日時前で、かつ、入札書を電子入札システムにより送信するまでの間に限り、辞退届を電子入札システムにより送信して入札を辞退することができます。

8 入札の注意事項

入札を行う際、積算内訳書（工事を伴う設計委託の場合は業務費内訳書。以下「積算内訳書等」という。）の作成にあたっては、必ず入札金額と合致させてください。また、値引きの計上により入札金額と合致させることは認めません。なお、提出内容に不備がある場合は当該入札を無効とします。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効となります。

- (1) 積算内訳書等、その他の入札と同時に提出すべき必要書類が添付されていない入札
- (2) 積算内訳書等、その他の入札と同時に提出すべき必要書類が誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (3) 入札書と積算内訳書等の事項が異なる入札
- (4) 同一の工事等について複数の入札書等を提出した入札（例：電子入札と紙入札の両方でした入札）

- (5) 入札金額と積算内訳書等の合計金額が異なる入札（積算内訳書等に値引きの記載は認めない。）
- (6) 建設工事について、予定価格を上回る金額及び予定価格の80%又は低入札基準価格のいずれか低い価格を下回る金額でした入札
- (7) 工事を伴う設計委託について、予定価格を上回る金額でした入札
- (8) 談合その他の不正行為によって行われたと認められる入札
- (9) 虚偽の申請により資格を得た者のした入札
- (10) 施工実績又は業務実績を要する旨を定めた工事等について、応募資格要件に定めた施工実績又は業務実績が満たされていない入札
- (11) 積算内訳書等の項目を故意に消去又は書き換えを行った入札
- (12) 入札と同時に提出すべき必要書類のほかに、紙入札で使用する入札書を添付した入札
- (13) ICカードを不正に使用して行った入札
- (14) 入札に関する条件に違反した入札

10 開札について

- (1) 電子入札については、立会人となることはできません。なお、入札への参加の有無にかかわらず、誰でも開札を傍聴することができます。
- (2) 開札場所への入室を希望する者は、担当職員の指示に従わなければなりません。
- (3) 開札場所においては、携帯電話等の通信連絡機器は電源を切るか、マナーモードとし、開札場所内の通話や私語は禁止します。

11 入札の中止及び取消し

緊急やむを得ない理由等により、入札を執行することができないと認めるときは、入札を中止又は取り消すことがあります。なお、この場合において、当該入札のために要した費用は、すべて入札参加者の負担とします。

12 落札者の決定

落札者を決定した時は、その旨を当該落札者に通知するとともに、契約手続について説明を行います。通知を受けた者は、契約手続について担当職員の指示に従ってください。

13 再度入札

予定価格を事前に公表していない入札において、開札の結果、予定価格を上回る金額による入札により無効となり、入札が不調となったときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度入札を行います。

この場合、前回の入札において、予定価格を上回る金額で入札したことにより無効となった者のみ、再度入札に参加できることとします。

なお、再度入札は、入札書を所定の日時までに電子入札システムにより提出することとします。

14 異議の申立て

入札者は、開札後、このしおり及び関係法令等の入札条件について、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできません。

また、電気通信回線の障害等により入札書等が電子入札システムにおいて提出できなかったこ

とに対し異議を申し立てることはできません。

15 契約にあたっての留意事項

【建設工事】

- (1) 落札者は、契約書及び現場代理人等届（指定様式）等の必要書類を上下水道局経営管理課に提出してください。技術者の氏名には、競争入札参加資格確認申請書に記載した配置予定技術者又は入札公告における応募資格要件を満たす者を記載してください。
- (2) 落札者は、契約時に競争入札参加資格確認申請書提出時に届け出た配置予定技術者を変更することは可能ですが、入札公告で示した要件を満たす適正な技術者を配置できない場合は、契約の締結をせず、指名停止基準に基づき指名停止します。
- (3) 施工にあたっては、適正な技術者を必ず配置するとともに、当該技術者の死亡、退職等極めて特別な理由がある場合を除き、当該工事等が完了するまでその変更を認めません。

【測量・設計・コンサルタント】

- (1) 落札者は、契約書及び管理技術者届（指定様式）等の必要書類を上下水道局経営管理課に提出してください。技術者の氏名には、競争入札参加資格確認申請書に記載した配置予定技術者を記載してください。別の者を配置することはできません。
- (2) 適正な技術者を配置できない場合は、契約の締結をせず、指名停止基準に基づき指名停止します。
- (3) 履行に当たっては、適正な技術者を必ず配置するとともに、当該技術者の死亡、退職等極めて特別な理由がある場合を除き、当該業務が完了するまでその変更を認めません。

[各種指定様式]

1 配置予定技術者届（建設工事用）

2 配置予定技術者届（業務委託用）

コピーのうえ使用してください。

(建設工事用)

配置予定技術者届（上下水道局）

入札（開札）日 令和 年 月 日

工 事 名

配置予定技術者

上記発注案件について、配置予定技術者を届け出します。

また、記載している配置予定技術者について、万が一、当該工事に配置できなくなった場合は、入札公告に記載の要件を満たす他の技術者を配置することを誓約します。

加古川市上下水道事業管理者様

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

(業務委託用)

配置予定技術者届（上下水道局）

入札（開札）日 令和 年 月 日

業務名

配置予定技術者

名称	氏名
管理技術者	
照査技術者	

上記発注案件について、配置予定技術者を届け出します。

加古川市上下水道事業管理者様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

加古川市上下水道局建設工事及び工事を伴う設計委託に係る電子入札についての Q & A
令和4年4月1日現在

加古川市上下水道局経営管理課

質問	回答
1-1. 入札参加資格(建設工事)	
① 入札参加資格の変更届で工種を追加しましたが、その後すぐに、入札公告のあった工事に入札参加はできますか。	追加された工種の総合評定値が記載された経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書を加古川市契約検査課（以下「契約検査課」という。）へ提出してください。契約検査課が受付した日の翌日から新しい経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書が有効となるので、参加申請期限が当該通知書の提出された翌日以降であれば、入札参加ができます。
② 建設業の許可が一般建設業から特定建設業になりましたが、その後すぐに、入札公告のあった特定建設業の許可が必要な工事に入札参加はできますか。	特定建設業の建設業許可通知書又は許可証明書の写しを契約検査課へ提出してください。契約検査課が受付した日の翌日から、加古川市上下水道局入札参加資格者名簿に登載されている建設業の種別が特定建設業に変更されますので、参加申請期限が当該通知書等の提出された翌日以降であれば入札参加ができます。
③ 新規で入札参加資格者となりましたが、すぐに入札参加はできますか。	新規の入札参加資格者は、登録後2年間は入札参加ができません。（例えば、令和3年度に新規登録となった場合は、令和3年度と4年度は入札参加ができません。） また、以前に入札参加資格を有したことがあり、以後1年を超えて資格を有しなくなった者が、再度資格を有することとなった場合も同様です。
④ 入札参加資格者となって、2年が経過しましたが、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険（以下「社会保険等」という。）へ加入していないと、入札参加はできないのですか。	入札に参加しようとする者は、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険（以下「社会保険等」という。）へ加入していることが条件となります。よって、社会保険等へ加入していない者は、入札に参加することができません。 なお、社会保険等の適用除外となっている者については、この限りではありません。 また、社会保険等への加入の確認は、契約検査課へ提出される経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書にて行いますので、新たに社会保険等に加入された場合でも、経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書で確認ができなければ、入札参加ができません。
1-2. 入札参加資格(測量・設計・コンサルタント)	
① 一級建築士事務所、建設コンサルタント等の業種又は建設コンサルタント登録部門を追加取得しましたが、その後すぐに、入札公告のあった業務又は登録部門に入札参加はできますか。	まず、業種又は建設コンサルタント登録部門が追加されたことを証する書類の写しを契約検査課へ提出してください。その写しの提出がなされた翌日から、当該業種又は登録部門が加古川市上下水道局入札参加資格者名簿に登載されますので、参加申請期限が当該写しの提出された翌日以降であれば入札参加ができます。

②	入札参加をするには、どのような資格要件が必要ですか。	入札参加資格者名簿に、入札参加に必要な業種又は登録部門が登録されていること、必要な技術者を雇用していることを証明できること、加古川市上下水道局指名停止基準による指名停止を受けていないこと、発注案件ごとに定めた業務実績を有することを証明できること等、公告文に記載する応募資格要件をすべて満たす場合は、入札参加ができます。
③	同種の業務実績がないと、入札参加はできませんか。	応募資格要件として業務実績を求める案件については、要件を満たす業務実績がある場合に限り、入札参加ができます。 その他、必要な応募資格要件については、公告文に記載のとおりです。

2. 設計図書

①	設計図書はどのように入手したらよいですか。	設計図書は加古川市がインターネット上に開設した入札情報サービスに公告文と併せて掲載しますので、印刷又はダウンロードすることにより入手ください。 また、建設工事については、設計図書等のファイルを閲覧するために入札情報サービスにログインするには、初回パスワードが必要となります。パスワードについては初回ログイン時の変更が必須となります。2回目以降は変更したパスワードにてログインしてください。
②	入札情報サービス以外で設計図書を入手することはできますか。	入札参加者の入札コストの削減及び利便性を考慮し、設計図書の電子化を実施していますので、原則、入札情報サービスから入手するようご協力ください。 ただし、入札情報サービスからの入手が困難な場合は、事前にご連絡をいただければ、契約検査課にて設計図書の写しを貸与しますので、有料コピー機で複写していただくことは可能です。
③	入札情報サービスにログインするパスワードの再発行はできますか。	加古川市契約検査課（TEL. 079-427-9153）へお問い合わせください。
④	設計図書等に対する質問は、どのようにすれば良いのですか。	設計図書等に対する質問は、電子入札システムより質問してください。 電話やメールによる質問や、公告文記載の質問期限を過ぎたものは、受付できませんので留意してください。

3-1. 現場代理人及び配置技術者(建設工事)

①	経営事項審査申請時に提出した技術職員名簿に登載があれば、自社の技術者として取扱われるのですか。	経営事項審査申請の技術職員名簿に登載があっても、加古川市に技術者として登録されていなければ貴社の技術者として取扱いしません。必ず契約検査課に技術者の登録をしてください。
---	---	--

②	技術者の追加登録をする場合、どのようにすれば良いですか。	<p>「技術者名簿」(指定様式)に、①国家資格等を有する場合は合格証明書等の写し、②雇用関係を明確にできる書類の写し(会社の健康保険被保険者証、雇用保険被保険者証又は住民税特別徴収税額通知書のいずれか)を添付し、契約検査課に提出してください。</p> <p>監理技術者の場合は、このほか、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証の両面の写しが必要となります。</p> <p>なお、技術者の登録は、契約検査課が受付した日の翌日から有効となります。</p> <p>雇用開始日が明確でない場合、契約検査課に書類を提出した日を雇用開始日とみなしますので、本市における配置予定技術者の要件となる3か月間は、当該技術者を配置予定技術者として入札に参加することができません。</p>
③	入札への参加に際して、配置予定技術者の申し出は必要ですか。	<p>入札への参加に際して、競争入札参加資格確認申請書の提出(以下「参加申請」という。)が必要ですが、これに配置予定技術者届を添付していただくこととなります。</p>
④	開札予定日時点で完了している見込みの工事に配置している技術者を、競争入札参加資格確認申請書の配置予定技術者として記載してもよいですか。	<p>参加申請期限において手持ち工事を有していない技術者を配置予定技術者届に記載してください。</p> <p>ただし、参加申請期限において施工中の工事が上下水道局経営管理課又は契約検査課が発注した技術者の専任を要しない工事であり、かつ、競争入札参加資格確認申請書を提出する対象となる工事が技術者の専任を要しない工事である場合を除きます。</p>
⑤	競争入札参加資格確認申請書提出時に届け出た配置予定技術者は落札後若しくは契約後に変更できますか。	<p>競争入札参加資格確認申請書提出時に届け出た配置予定技術者については、契約時においてのみ変更することが可能です。この場合、契約時に提出する現場代理人等届において、変更する技術者を記載することとし、入札公告における応募資格要件を全て満たす者に限ります。</p> <p>契約後は、技術者が、死亡又は退職する等極めて特別な理由がある場合を除き、その変更は認めません。</p> <p>なお、契約時に届け出た現場代理人についても、死亡又は退職する等極めて特別な理由がある場合を除き、その変更は認めません。</p>
⑥	手持工事のない技術者が1人しかいない場合、何件まで参加申請できますか。	<p>技術者の専任(他の工事と兼務できない。)を要件とする工事については、技術者1人につき1件のみ参加申請できますが、技術者の専任を要件としない工事については、技術者1人につき2件まで参加申請できます。</p> <p>また、営業所における専任の技術者については、工事への専任を要件としない工事であり、かつ、工事現場と営業所の所在地がともに本市内にある場合に限り、1件のみ参加申請できます。</p>

⑦	1人の技術者を、複数の工事に配置予定の技術者として参加申請した場合どうなりますか。	<p>工事への専任を要件としていない工事については、2件まで参加申請できます。</p> <p>しかしながら、3件以上の工事へ参加申請した場合、又は工事への専任を要件とする工事を含んだ複数の工事へ参加申請した場合については、重複した技術者が配置予定技術者となっている全ての参加申請が競争参加資格『無』となります。</p> <p>なお、令和4年度より、契約検査課から電話確認（原則として参加申請期限の翌日）を行います。これにより、申請の取り下げを行うことで、競争参加資格「有」となる場合があります。</p>
⑧	配置予定技術者と建設業法に規定する営業所における専任の技術者との兼務についてはどのように取り扱われますか。	<p>建設業法上、請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上の工事については、技術者は工事への専任が必要となるため、営業所における専任の技術者を配置予定技術者として、参加申請できません。</p> <p>しかしながら、工事への専任を要件としない加古川市内の工事については、営業所における専任の技術者の工事への配置を1件のみ参加申請できます。</p> <p>なお、営業所における専任の技術者の工事への配置について、建設業法上の違反があり建設業許可部局から監督処分等を受けた場合には、指名停止措置の対象となります。</p>
⑨	加古川市に登録のない技術者を配置予定の技術者として参加申請した場合どうなりますか。	その工事の参加申請については、競争参加資格『無』となります。
⑩	現在、契約検査課発注工事を施工していますが、この工事に配置している技術者を、上下水道局経営管理課発注工事の配置予定技術者として参加申請できますか。	<p>施工中の契約検査課発注工事と参加申請しようとする上下水道局経営管理課発注工事の両方が技術者の専任を要件としない場合は、配置予定技術者として参加申請できます。</p> <p>しかしながら、3件以上の工事へ参加申請した場合、又は工事への専任を要件とする工事を含んだ複数の工事へ参加申請した場合については、重複した技術者が配置予定技術者となっている全ての参加申請が競争参加資格『無』となります。</p> <p>なお、令和4年度より、契約検査課から電話確認（原則として参加申請期限の翌日）を行います。これにより、申請の取り下げを行うことで、競争参加資格「有」となる場合があります。</p>

⑪	現在、契約検査課発注工事を施工していますが、この工事に配置している現場代理人を、上下水道局経営管理課発注工事の配置予定技術者として参加申請できますか。	<p>原則、現場代理人は工事現場に常駐することとしていますので、他の工事の技術者や現場代理人として配置することはできません。</p> <p>しかしながら、契約検査課発注工事及び上下水道局経営管理課発注工事の両方が、現場代理人の常駐を要件としない工事である場合は、兼務することができます。この場合、兼務できる工事は2件までとし、現場代理人と技術者は兼ねることは可能です。</p> <p>なお、契約検査課発注工事又は上下水道局経営管理課発注工事で現場代理人の常駐を要件とする工事に配置している現場代理人を、上下水道局経営管理課発注工事の配置予定技術者として参加申請した場合は、参加申請については、競争参加資格『無』となります。</p>
⑫	「現場代理人等届」はどこへ提出すれば良いですか。	「現場代理人等届」(指定様式)は必ず契約時に上下水道局経営管理課へ提出してください。
⑬	配置予定の現場代理人が加古川市に登録した技術者以外の場合、雇用を証明する資料が必要ですか。	<p>現場代理人も技術者と同様、建設業者と直接的かつ恒常的雇用関係を有するものでなければなりません。</p> <p>そのため、雇用関係を証明する資料として会社の健康保険被保険者証、雇用保険被保険者証又は住民税特別徴収税額通知書のいずれかの写しが必要です。</p>
⑭	手持工事を有する現場代理人及び技術者は、いつから他の工事の配置予定技術者として入札参加ができるのですか。	その手持工事についての検査結果通知書の合否判定日の翌日以降に、入札公告で示す参加申請期限が到来する場合は、入札参加ができます。
⑮	市外業者は入札参加資格申請時に技術者名簿の提出義務がなく、加古川市に技術者登録をしていません。この場合、配置予定技術者届に記載する配置予定技術者はどのようにすれば良いですか。	<p>市外業者については技術者名簿の提出義務がありませんので、参加申請の際に必要書類の提出が必要となります。</p> <p>原則、配置予定技術者は、入札案件ごとに定めた応募資格要件に該当する資格及び直接的かつ恒常的雇用関係を有する者となります。</p>
⑯	1人の現場代理人又は主任技術者は何か所の工事現場を兼務することができますか。	<p>現場代理人は2件、主任技術者も2件の兼務が認められますが、1人につき兼務できる工事現場は2か所までとします。(同一工事について、現場代理人と主任技術者を兼務する場合、工事現場の数は1か所と數えます。)</p> <p>※ 詳しくは別紙「現場代理人及び主任技術者の兼務について」を参照ください。</p>

(17)	技術者の専任を要件としない工事に配置している技術者が、工事の途中で専任となることはありますか。	<p>変更契約で請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上となると、建設業法上、配置している技術者は当該工事に専任となります。</p> <p>この場合、技術者が上下水道局経営管理課又は契約検査課が発注した他の工事を兼務している場合は、どちらかの工事の技術者を変更する必要があります。</p>
(18)	参加申請する際、現場代理人及び配置技術者について、特に注意することはありますか。	<p>現場代理人及び技術者の兼務については、複数の条件を満たす場合に限りますので、別紙「現場代理人及び技術者の取り扱いについて」をよく読んで参加申請ください。</p>
(19)	加古川市上下水道局が発注した工事と兵庫県が発注した工事を同一の技術者が兼ねることはできますか。	<p>加古川市上下水道局では、一人の技術者が兼務できる工事は、上下水道局経営管理課又は契約検査課が発注する専任を要件としていない工事に限り2件までとしています。については、加古川市上下水道局の工事と兵庫県の工事を兼務することはできません。</p>
(20)	監理技術者の配置を応募資格要件とする工事に、監理技術者補佐を配置することはできますか。	<p>加古川市上下水道局経営管理課又は契約検査課が発注する案件のうち、設計金額が1億5千万円以上の建設工事に監理技術者補佐を配置することができます。</p> <p>ただし、参加申請をする際は、応募資格要件を満たす監理技術者を配置してください。</p> <p>監理技術者補佐を配置する場合は、落札決定以降に申し出てください。</p>
(21)	設計金額が1億5千万円以上の建設工事に監理技術者補佐を配置する場合、当該工事に配置している監理技術者は他の建設工事と兼務することはできますか。	<p>設計金額が1億5千万円以上の建設工事に監理技術者補佐を配置する場合の監理技術者は特例監理技術者となり、加古川市上下水道局経営管理課又は契約検査課が発注する設計金額が1億5千万円以上の建設工事を2件まで兼務することができます。</p> <p>ただし、この場合は兼務する2件の工事の両方に監理技術者補佐を配置することが必要です。</p> <p>なお、監理技術者補佐には現場への専任義務が発生するため、監理技術者補佐は他の建設工事と兼務することはできません。</p>

3-2. 配置技術者（測量・設計・コンサルタント）

(1)	入札への参加に際して、配置予定技術者の申し出は必要ですか。	入札への参加に際して、競争入札参加資格確認申請書の提出が必要ですが、これに配置予定技術者届等を添付していただくこととなります。
(2)	手持業務のない技術者が1人しかいない場合、同時に何件まで参加申請ができますか。	参加申請件数に制限はありません。

③	同一開札日の複数の業務に、同一の技術者を配置予定技術者として参加申請をした場合どうなりますか。	参加申請をした業務は全て有効です。
④	技術者を、加古川市に事前に登録する必要はありますか。	技術者について、加古川市に事前に登録する必要はありません。 発注案件ごとに、配置予定技術者の当該業務に係る資格を証する書類、会社との雇用関係を証する書類等を提出していただくことになります。
⑤	参加申請にあたり配置予定技術者として記載する者が、雇用予定の者ですが、その者で参加申請はできますか。	参加申請時に、貴社と直接的かつ恒常的雇用関係にある必要があります。この場合、雇用関係を証する書類の提出が必要です。
⑥	参加申請にあたり、配置予定技術者として記載する者が代表者である場合にも、雇用関係を証する書類の添付は必要ですか。	配置予定技術者が代表者である場合、雇用関係を証する書類の添付は必要ありません。
⑦	競争入札参加資格確認申請書提出時に届け出た配置予定技術者は落札後や契約後に変更できますか。	当該技術者が、死亡又は退職する等極めて特別な理由がある場合を除き、その変更是認めません。
⑧	「管理技術者届」はどこへ提出すれば良いですか。	「管理技術者届」(指定様式)は必ず契約時に上下水道局経営管理課へ提出してください。

4. 手持工事による制限(建設工事のみ)

①	何件まで参加申請できるのですか。	上下水道局経営管理課契約及び契約検査課契約による手持工事の件数を含めて5件（1人の技術者が2件の工事を兼務している場合は2件と数える。）まで参加申請できます。ただし、随意契約によるもの及び予定価格1億5千万円以上の工事については、入札時並びに落札後も手持工事数の制限の対象外とします。
②	手持工事と参加申請件数の合計が5件を超えた場合どうなりますか。	その回の参加申請は全て競争参加資格『無』となります。 なお、令和4年度より、契約検査課から電話確認（原則として参加申請期限の翌日）を行います。これにより、申請の取り下げを行うことで、競争参加資格「有」となる場合があります。
③	手持工事の期間はいつからいつまでですか。	落札日から検査結果通知書の合否判定日までです。

④	手持ち工事による入札参加資格審査の基準日はいつですか。	参加申請期限を基準として、手持ち工事の状況による入札参加資格の審査を行います。
5. 積算内訳書／業務費内訳書		
①	入札書の金額と積算内訳書等の金額が異なっても良いですか。	必ず1円単位まで一致させてください。 「値引き〇〇〇円」とは記載しないでください。「値引き〇〇〇円」と記載して入札参加をした場合は、当該入札は無効とします。
②	積算内訳書等の様式はどこにありますか。	公告文と併せて入札情報サービスに掲載します。
③	入札時に添付する書類は積算内訳書等のみでよろしいですか。	入札時に添付が必要な書類については、案件ごとの公告文において指定しますので、内容を確認してください。なお、指定した必要書類のほかに紙入札用の入札書を添付した場合、その入札は無効となります。
6. 開札		
①	入札参加資格は無いのですが、開札を傍聴することができますか。	傍聴できます。 その際、傍聴の心得を守っていただきます。
②	立会人にはどのような人がなれますか。	電子入札については、立会人となることはできません。
7-1. 変動型最低制限価格制度(建設工事)		
①	最低制限価格を下回り失格した場合は、指名停止となりますか。	最低制限価格を下回った場合は、当該入札においては失格となります、指名停止にはなりません。
②	入札参加者が1者のみの場合は、最低制限価格はどのように算出するのですか。	有効な入札参加者が5者未満のときは、最低制限価格を設定しません。
③	変動型最低制限価格制度の適用対象は、制限付一般競争入札のみですか。	制限付一般競争入札だけでなく、例外的に実施される指名競争入札にも適用されます。
7-2. 変動型最低制限価格制度(測量・設計・コンサルタント)		
①	有効な全入札価格の平均値に80%を乗じて算出された最低制限価格を下回り失格した場合は、指名停止となりますか。	最低制限価格を下回った場合は、当該入札においては失格となります、指名停止にはなりません。
②	有効な入札参加者が1者のみの場合は、最低制限価格はどのように算出するのですか。	低入札基準価格に80%を乗じて算出した値が、最低制限価格となります。

③	変動型最低制限価格制度の適用対象は、制限付一般競争入札のみですか。	制限付一般競争入札だけでなく、例外的に実施される指名競争入札にも適用されます。
④	令和3年4月から予定価格は事後公表となっていますが、入札の結果、予定価格を超えた場合は指名停止となりますか。	入札の結果、予定価格を超えた場合は、当該入札においては無効となりますが、指名停止にはなりません。

8. その他

①	指名停止基準は電子入札にも適用されるのですか。	適用されます。 公告日又は入札（開札）日のいずれかにおいて指名停止の期間中である場合、入札参加をすることができません。また、入札を行った後に指名停止となった場合、その入札参加は無効となります。
②	他社から、特定の工事等への「入札参加するかどうか。」という問い合わせがあった場合、どのように対応すれば良いですか。	特定の工事等への入札参加について、業者間で問い合わせ等を行うことやこれに応えることは、犯罪となる可能性もありますので、そのような行為は絶対に行わないでください。
③	電子と紙の両方で入札した場合、どうなりますか。	同一の工事等について複数の入札書等を同封した入札に該当するため、電子でした入札、紙でした入札、両方とも無効となります。
④	入札をする際に添付する書類は何ですか。	積算内訳書等のほか、案件ごとに公告文で指定した必要書類を添付してください。 指定した必要書類のほかに紙入札用の入札書を添付した場合、その入札は無効となります。
⑤	当社のパソコンの時計ではまだ入札受付期間内であったのに、入札書が送付できませんでした。どうしてですか。	電子入札システムにおいて時刻が管理されており、システムにおける入札受付期間等はすべてこの時刻に従うこととなります。 システムを開くと、日付・時刻等が表示されますので、時計を合わせておいてください。 また、入札書送付等の行為はできる限り余裕を持って行うようにしてください。
⑥	電子入札で行った入札が同値の場合、くじはどのようになりますか。	入札書に記載したくじ番号を利用した電子くじで落札者を決定します。 電子くじの詳細は別紙を参照ください。

現場代理人及び技術者の取り扱いについて

加古川市上下水道局経営管理課又は加古川市契約検査課が、平成28年6月1日以降に発注する工事に配置予定の現場代理人の常駐及び技術者に係る取扱いについて、当分の間、下記のとおり取り扱うものとします。

1 現場代理人について

現場代理人については、工事現場への常駐が義務づけられているところですが、通信手段の発達により工事現場から離れていても発注者と直ちに連絡をとることが容易になってきていることから、次の条件を全て満たす場合に限り、現場代理人の兼務を2件まで認めます。

- ① 兼務しようとする工事が、いずれも加古川市上下水道局経営管理課又は加古川市契約検査課が発注する工事であること。（他の自治体等の工事との兼務は認めない。）
- ② 兼務しようとする工事が、いずれも予定価格3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満であること。または、公告等において、現場代理人の常駐（兼務不可）の条件が付された工事でないこと。
- ③ 従事する現場代理人が、他の工事で専任をする主任技術者又は監理技術者（以下、「主任技術者等」という。）又は常駐を要する現場代理人でないこと。
- ④ 従事する現場代理人が、営業所における専任の技術者でないこと。
- ⑤ 携帯電話の利用や連絡責任者の配置等により、発注者と常に連絡を取れる状態を確保し、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないこと。

2 主任技術者の兼務について

建設工事の技術者が不足していることを考慮し、次の（1）又は（2）の場合について主任技術者の兼務を2件まで認めます。

（1）主任技術者の専任を要しない工事の場合

ア 兼務の条件

次の条件を全て満たすことが必要です。

- ① 兼務しようとする工事が、いずれも加古川市上下水道局経営管理課又は加古川市契約検査課が発注する工事であること。（他の自治体等の工事との兼務は認めない。）
- ② 兼務しようとする工事が、いずれも予定価格3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満であること。または、公告等において、主任技術者等の専任（兼務不可）の条件が付された工事でないこと。
- ③ 配置予定技術者が、他の工事で専任をする主任技術者等又は常駐を要する現場代理人でないこと。
- ④ 配置予定技術者が、営業所における専任の技術者でないこと。

イ 入札参加申請について

入札への参加に際しては、競争入札参加資格確認申請書の提出（以下「参加申請」という。）が必要ですが、これに兼務をしようとする配置予定技術者を記載してください。

(2) 主任技術者の専任を要する工事

ア 兼務の条件

次の条件を全て満たすことが必要です。

- ① 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事であること。（他の自治体等の工事を含む。）
- ② 工事現場がいずれも加古川市内の工事現場で、同一の場所又は隣接する場所で施工すること。

※このほか、契約工期の重複する複数の請負工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、全体の工事を当該建設業者が設置する同一の主任技術者等が掌握し、技術上の管理を行うことが合理的であると考えられることから、これらの工事を一の工事とみなして、同一の主任技術者等が2件まで管理することができます。

イ 入札参加申請について

参加申請の時点では、兼務可能な技術者とみなしません。落札決定後に、兼務の可否を判断しますので、参加申請の際は、他の工事に配置されていない技術者を配置予定技術者として記載してください。

3 現場代理人と主任技術者の兼務ができる件数の制限について

現場代理人は2件、主任技術者も2件の兼務が認められますが、1人につき兼務できる工事現場の数は2箇所までとします。（一つの工事について、現場代理人と主任技術者を兼務する場合、工事現場の数は1箇所と數えます。）

【事例 1】

現場代理人の兼務2件、主任技術者の兼務2件、工事現場2箇所 ⇒ 兼務可 ○

	工事①	工事②
現場代理人	従業員A	従業員A
主任技術者	従業員A	従業員A

【事例 2】

現場代理人の兼務2件、主任技術者の兼務2件、工事現場3箇所 ⇒ 兼務不可 ×

工事③の現場代理人に従業員Aを配置することができません。

	工事①（施工中）	工事②（施工中）	工事③（契約前）
現場代理人	従業員C	従業員A	従業員A
主任技術者	従業員A	従業員A	従業員B

4 営業所における専任の技術者の取扱いについて

営業所における専任の技術者は、営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められています。

(1) 現場代理人との兼務について

営業所における専任の技術者は、営業所における専任義務があるため、予定価格 3,500 万円（建築一式工事の場合は 7,000 万円）未満の工事については、現場代理人としての工事への従事を 1 件のみ認めるものとします。（工事の兼務は認めません。）

(2) 主任技術者との兼務について

下記の要件を全て満たす場合は、営業所における専任の技術者は、専任を要しない工事の主任技術者として 1 件のみ配置を認めるものとします。（工事の兼務は認めません。）

- ① 当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること。
- ② 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。
※「近接」とは、工事現場と営業所がいずれも加古川市内である場合に限る。
- ③ 所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- ④ 当該工事の専任を要しない主任技術者等であること。

(3) その他

営業所における専任の技術者は、予定価格 3,500 万円（建築一式工事の場合は 7,000 万円）以上の工事のほか、現場代理人の常駐及び主任技術者の専任を要する工事について、当該工事の現場代理人及び主任技術者等となれません。

5 監理技術者補佐の取扱いについて

建設業法の改正（令和 2 年 10 月 1 日施行）により、監理技術者の職務を補佐する者として、監理技術者補佐が新設されました。監理技術者補佐を配置する場合、当該工事の監理技術者は特例監理技術者となり、特例監理技術者は 2 件の工事を兼務することができます。

(1) 監理技術者補佐を配置できる工事について

加古川市上下水道局経営管理課又は加古川市契約検査課が発注する案件のうち、設計金額が 1 億 5 千万円以上の建設工事を対象とします。

なお、監理技術者補佐には現場への専任義務が発生します。

(2) 現場代理人との兼務について

現場代理人は現場への常駐義務が課せられているため、監理技術者補佐を配置する工事においては、監理技術者補佐は現場代理人との兼務を認めますが、特例監理技術者は現場代理人を兼務することはできません。

(3) 営業所専任技術者との兼務について

監理技術者補佐は現場への専任義務があるため、営業所における専任の技術者は、監理技術者補佐となれません。

6 注意事項

(1) 兼務の取消し

工事現場の運営又は安全管理等に支障が生じたこと等により、現場代理人又は主任技術者の兼務が不適当であると発注者が判断した場合は、兼務の取消しを行いますので、受注者は別の現場代理人又は主任技術者を速やかに配置してください。

(2) 建設業法の遵守

当初、現場代理人の兼務を認めた工事で、変更契約により請負金額 3,500 万円（建築一式工事の場合は 7,000 万円）以上となった場合においても、引き続き現場代理人の兼務を認めます。

ただし、現場代理人が主任技術者等を兼務している場合は、加古川市の取扱いとは別に、当該主任技術者等は建設業法の規定による「専任義務」が発生しますので、建設業法違反とならないよう、当該工事又は兼務している工事のいずれかに新たな技術者を配置してください。